慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	代議政治と直接民主政治
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.4 (1914. 5) ,p.475(85)- 460(90)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140501-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

入に非ずして、貨物の輸入たらざる可からず。如何となれば、正貨の輸入は貨幣の膨脹を來たすの結果利子歩合の永久的下落を誘致せずして却つて之を騰貴せしむることあれば也。吾人は此見地よりして我國の輸入する外資が悉く貨物輸入の形式を有せずして、其少からざる部分が正貨として受入れられ貨幣を膨脹せしめたることを悲まざるを得ざるなり。

雜　錄

代議政治と直接民主政治

占部百太郎

左の一篇はオクスフオード大學ウースター　カレヂの近世史及び政治學講師ゼ、ヱ、アール、マリオツト氏の近著 English Political Institution の抜萃なり。英國は愛蘭自治法案の爲めに、又8や人民投票の議論囂すしき折柄なれば、模範的立憲國の政治に興味を有する人士の爲め茲に之を譯出する事とせり。

輓近に於ける英國民主政治の提利に對して、或者は懸念を懷き、他の多數は之を以て避く可からざる大勢と做す。然れども今日復た以前の如く、選擧權の擴張――眞個民衆政治の降臨――を以て直ちに近代の社會が繼承し來りたる有ゆる社會的病弊を醫す可き萬能膏なりと妄想する者に至つては極めて少なし。民主政治は目的に非ずして、寧だ之に依つて健全なる政治を行ひ以て社會的不平不滿を除かむとする出來得べき手段の一たるに過ぎずとは、現に一般に信ぜらるゝ所なり。然かも英國が數次巧みに政治的改革の療法を用ひて、同一時期の間多くの歐大陸諸國に勃發せし革命を避け得たりし事は之を否認す可からず。ナポレオン三世曰く「佛蘭西は革命を起すことを知れども、如何にして改革を施す可きかを知らず」と。然り英國は適當なる時に改革を施して以て革命を避くる所以を知れりと自から誇稱し居れり。カンニング曰く「革新(innovation)なるが故を以て改良(improvement)に反對する者は異日改良に非る革新に逢著せざる可からず」と。英國人は未だ嘗て此の格言の眞理を疑はず。然れども政治的發展の長き徑路に就て觀察したる所に據れば其處に一二の缺點な

きに非ず。本來全體の上より見て、英國人民の代表を得むと試みたるものなるが故、現在の代議政體は兎角拙劣にして不適當の點あるを免れず。一八八五年の選擧區改正法は、選擧區を均一ならしむる原則に向つて長足の進歩を遂げたれども其の原則は實際最も不滿足なる適用を見たり。若し數字の示すが如くむば一方に於て甚だ多數の代議士を出したる選擧區あると同時に(殊に愛蘭に於て)他方に於ては極めて少數の代議士を出したる選擧區あることを認めざる可からず。愛蘭にては四萬四千百四十七人毎に一人の代議士を有するに、英蘭にては六萬六千九百七十一人毎に一人を出せるに過ぎず。ダラム市にては一萬四千九百三十五人に就き一人の代議士を出し、ワルタムストウにては二十一萬七千三十人に就き一人の割合なり。故に選擧區の異るに從ひ、一票の價値に非常の相異あり。加之一選擧區一人選出の制度も、其の重なる目的の一たる少數黨にも相當の代表者を得せしむるてふ點に於て、著しく失敗せり。代議士の大多數は僅少の差を以て多數黨に依て選出せられ得るのみならず、往々にして選出せられたり。此の如き結果は、何等民主政治の健全なる理論と相容るゝものに非ず。ジョン　ステユアルト　ミルの謂へる如く、「眞に平等なる民主政治に於ては、如何なる政派と雖も、比例的に代表せらるる可し。多數黨は毎に代議士の多數を選擧す可きも、少數黨も亦其れに比例したる代議士を有す可きなり。此の如く少數黨も一人の選擧人が一人の代表者を有するに非れば、其は平等なる政府に非ずして、不平等且特權ある政府なり」。政治の基礎を道理の上に置き、憲法が依つて以て確立せらゝ哲學的根據に溯つて思考せむとする者は何人もミルの如き哲學者の如上の警告をば、等閑に附せざる可し。彼の此の言は明かに民主政治の理論に基いたる制度を實地に適用するに方つて生じたる缺點を指摘して餘蘊なし。加之小選擧區制 (the system of single-member constituencies) も峻嚴なる政黨組織の弊害を緩和せずして、寧ろ却て之を助長せしめ、全然獨立の地位に在る者に非れば、庶民院に當選することと多々益々困難に趣きつゝある事は、否定す可からず。是等の缺點を矯正する一手段として單記振替投票 (single transferable vote) の主義に基いたる比例代表制 (a system of proportional representation) を主張する有識者少なしとせず。

中

然るに事や當面の根本問題に關係するが故、玆に簡單に言及せざる可からざるものあり。世上說を爲す者あり、曰く代議政治の主義は漸く衰へむとする兆候あるのみならず、否忽ち絕滅に歸す可き運命を有するものなりと。果して然るや否や。レッキー氏曰く「代議制度は恐らく代表的の實を失ふに至つて絕滅す可し」と。此の豫言は餘り悲觀に失するの嫌なきに非るも、現代に於ける最も哲學的なる歷史家の此の警告は輕視す可からず。然かも此の豫言を確かむ可き何等かの理由ありや。前章に說けるが如く、民主政治は必ずしも代議政治に限らず。代議政治なるものは、寧ろ或特殊の恐らく社會の過渡的狀態に適應せしめむ爲採用せられたる、比較的近代の發明に繫る民主政治の一種に過ぎず。然らば其の所謂過渡的狀態は既に終に近づきつゝありやと云ふに委任政治の思想 (idea of delegation) が漸く代議政治の思想に代らむとするの傾向ある事は之を否認するを得ず。政治問題に對する利害の銳敏に赴く事、敎育の普及、協同の力に依らむとするの風潮、益々政治を討論するの傾向凡べて是等の現象は普通の國會議員と通常の選擧人との間に於ける知識上の懸隔をして漸次接近せしむるの勢あり。階級代表の主義を採り

國會議員に歳費を支給するに至りたる事、亦明に以上の趨勢を助長する兆候に非ずして何ぞや其の他小新聞の驚く可き發達、政治的報知の敏速なる普及、運輸交通機關の增加等亦此の問題に取て看過す可からざる現象なり。今や距離てふ觀念は殆ど人を煩はさずなりぬ。ベンガルの印度紳士は庶民院に於ける演說の要領の電報を一ば事後數時間内に讀むことを得べく、印度太守の覺書の箇條は印度土人が其の内容を知り得ると殆ど時を同じうして、ランカシヤイアの各勞働者倶樂部の話題に上ぼるなり。此の如きは餘りに明白にして平凡なる觀察なれども、然も尙代議的民主政治の問題に對して重大なる關係を有す。今日英國に於ける如何なる勞働者と雖も、ステユアート王朝時代の通常の國會議員が國家の最高政策に對して討議せしと同一便宜の地位に立たざる者なしと云ふも、決して誇張の言に非ず。勞働者が此種の討論に適當なる資格を有するや否やは頗る疑はしけれども、余は唯だ今日の勞働者は依て以て政治上の判斷を下す可き材料を得るに方て、昔時に比して遙に便利の地位に在る者なりと主張するのみ。ゼームス一世は議員等が判斷を下すこと能はざる一國の高等政治を討論せむとせしが爲め庶民院を叱斥せり庶民院は精細なる知識を有せざりしてふ點に於て、ゼームス王の訓誡は當を得たりしなり。國會議員に書類を提供し、議員が國務大臣に就き質問する事は近世に及むで發達したるものなり然るに今日通常の庶民院議員は最も微賤なる其の選擧人と比較して、何等實際上の便利を有する者に非ず。假りに平等の知識を與へよ、後者は政治上の判斷を下すに方て、前者と平等の材料を有するなり。實際後者は行政の經驗を缺けるも、其點に於ては前者も同樣なり。一國の政務に關して最も廣汎なる知識を有する者は概して貴族院の方に多し。加之一般政策に關する討論が國會に於て減せしと恰も反對に公開演說及び新聞雜誌上の討論は益々盛大に赴けり。國會議員の論說すら、尙且其の最も力を籠めたる效果あるものは、往々タイムスの投書若くは月刊雜誌の論說に於て發表せらるゝに非ずや。是等の諸現象を以て直ちに代議制度の存在を脅すものなりと論ずるは誇張の言ならむも、兎に角政治を學ばむとする者の考量せざる可からざる所なりとす。

下

尙他に一個の論點あり。英國の政界を精密に觀察する者は選擧區の命令（mandate）てふ主義が漸く勢を得つゝある事を疑ふ能はず。自由統一兩大政黨の何れも殊に在野黨たるときは、一層此の事を主張す。然かも此の如きは、國會の代議的性質を薄弱ならしむるものに非ずして何ぞや。如何なる政策と雖も、其の背後に選擧區の直接命令を控るに非れば、法律として通過せしむ可からずとは、現に議論の囂しき所なり。（譯者曰く愛蘭自治法案の如き現自由黨政府は之を以てグラッドストーン以來の宿題にして自由黨の重もなる政策なれば勿論選擧人の同意を經たるものなりと做せども、統一黨側にては最近の總選擧は國會法案の爲めに行はれたるものに過ぎざれば、愛蘭自治案の如き大問題を總選擧に問はずして通過せしむるは不法なりと論議しつゝあり）。然るに或る與へられたる政治上の問題に對して、此の如き選擧區の命令が果たして發せられたるものなりや否やの疑問に關しては、論爭常に絕えず。カーキ庶民院（殖民大臣ジヨセフ　チエームバレンが帝國主義的政策に依て南阿大戰爭を戰ひたる保守合同黨が多數を制したる國會の謂なり）は教育法案を議決す可き何等選擧區の命令を受けずと論ぜられ、自由對保護貿易の問題を決す可く選出せられたる庶民

院は愛蘭自治法案を議決す可からずと唱道せられたるの類なり。此の種の議論は漸次勢を得つつあるが、之が論理的結果としては唯だ一あるのみ。曰く或種の人民投票を行ふ事是れなり。人民投票（Referendum）とは代議政治の主義を廢して直接なる民主政治の主義を以てせむとするものなり。人民投票に種々の形式あれども要する格段なる問題に對ずる選擧人の意思を直接に決定する一個の方法に外ならず、瑞西に於ては此の主義に大に擴張せられて、選擧人には啻だ否認の權利あるのみならず、之れより逈に重大なる法律發案の權能をも與へられたり。卽ち瑞西の選擧人は立法府が提供したる法律案に對して可否を表する權利を有すると共に又實際立法府に法律案を提出する權利をも有するなり。本來英國にては人民投票を以て憲法上の行き惱を解決し、若くは兩院間に蹉る係爭の問題を決定する一個の方法として、多數人士の贊成を博したりき。斯る見地より見るときは此の方法を推奬す可きが如し。然りと雖も之が究極の結果を適當に思料せずして、輕々しく採用す可きに非ず。人民投票は疑もなく代議政治と全然相反して、直接民主政治に向て一歩を轉ずるものなり。此の如き方法として、或は之を歡迎す可く或は之を排斥す可きも、要するに、贊成者も反對者も均しく、此の方法を採用して起り得べき極めて重大なる結果に就て、豫め充分考量を費さゞる可からず。

獨逸大銀行の發達（上）

林屋友次郎

一　一八七〇年の私人銀行

三十年戰役後廢頽の極に達したる獨逸經濟社會は百年の努力空しく再び佛國革命の影響を受け

入しく一陽の來復を望で得ず國內には聯邦分立して經濟的障壁を設け國民經濟の發達を妨げたり。隨て大規模金融機關の活動の餘地なく一八七〇年普佛戰爭の當時に至る迄銀行業務は纔かに私人銀行によりて經營せらるゝに過ざりき。然るに十九世紀の中葉以來蒸氣の應用に伴ふ交通機關竝に工業組織の變革竝に關稅同盟に基く統一的經濟區域の創設は壺中の安を偷みたる經濟社會に一大刺戟を與へ世界的商業の建設と大工業の發達に對する熱望を釀成せり。玆に於て新企業を建設して運轉せんが爲めに資本竝に信用に對する需要日に緊切を加ふるに至りたるも獨逸は英國の如き先進國に比して資本の存在量數籌を輸するのみならず保守的國民は新事業の投資を危險視して顧みず、資本の調達信用の供給共に金融機關の援助に待つて大なる恰も大干に雲霓を望むの感を有したり。

勿論在來の私人銀行中にも相當の資力と經營的手腕を兼ねたるものなきにあらざるも私人の資力には自ら制限あるを免れず之を以て飽くことを知らざる需要を充さんこと大海の一粟にも比すべく畢竟新時代の要求に適合すべき組織を求めて其調和を計らざる可らざるに至れり。

今日獨逸金融業者（フィナンツメネル）として名聲を世界に馳する「メンデルゾーン」商會「ブライヒローダ」「デルブルック、レオ」商會「エム、エム、ワーブルグ」商會等何れも其當時以來連綿せる有力私人銀行にして獨逸金融界を風靡したる株式銀行と角逐して敢て遜色を示せざりしものなり。其他「フランクフルト」の「ヨハンメルテンス」の如きも一六〇五年の創立に係り現存私人銀行中の最古のものに屬し充分なる資力と信用とを擁して商業銀行として其全力を傾注せり。等しく「フランクフルト」銀行中「ナッフビルー」商會「ジンゴールゾエヌ」商會「メッツレル」商會「ベートマン」商會の如き何れも十七世紀後半の設立に係るも